

四日市市税条例に係る軽自動車税の減免に関する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第57号

四日市市税条例に係る軽自動車税の減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市税条例（平成16年四日市市条例第42号。以下「条例」という。）附則第15条の3の規定に基づき、3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の環境性能割の減免に関して、必要な事項を定めるものとする。

(環境性能割の減免)

第2条 条例附則第15条の3の規定に基づき市長が定める3輪以上の軽自動車は、三重県県税条例（昭和25年三重県条例第37号）第137条の3の規定により三重県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車の例による。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(財政経営部市民税課)